

川越

No.831

平成6年1月25日



一番街から少し奥まったところに見える長喜院の山門。石畳の通りと連なるように整備された山門周辺は「路地」のいい雰囲気醸しています。つくばいとベンチが設けられたスペースは、ひと休みにもってこいの場所。山門の隣には、雪の日に命を落とした白狐をまつたという雪塚稲荷があります。「雪塚稲荷」の伝説を知ると、ちょっと趣も変わり、雪の日には狐が姿を現しそうな静かな場所。「初午」はなく4月12日が例大祭と聞きました。



シリーズ100
[幸町]

わたしたちのまち 平成6年1月1日現在 (在住外国人を含む)

人口 313,090人 前月比+199人 ■男158,406人 ■女154,684人

●出生 238人 ●死亡 137人 ●転入等 1,169人 ●転出等 1,071人

世帯数 105,928世帯 前月比+140世帯

川越市民憲章(抜粋)

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまわりを守り、みんなて助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

市議会編	10
けんこう	7
お知らせパック	5
ひとり親家庭等医療費支給制度	4
交通災害共済にご加入を	4
二十歳でスタートノ 国民年金	4
住民税と所得税還付の申告	2

所得税の還付申告

問い合わせ
川越税務署 ☎42-1411

年末調整が済んでいる給与所得者で、昨年中に多額の医療費を支払ったり、住宅を取得したりした場合は、一定の要件に合えば、還付の申告をすることによりすでに納めた所得税が戻ってきます。必要な書類を用意し、下表の会場までお出かけください。

該当する方

- 住宅ローン等を利用し、自分の住宅を新築・購入・増改築した方（居住用財産の譲渡所得の特例などを受ける場合を除く）
- 本人や家族のために1年間で実際に支払った医療費が、原則として100,000円以上の方
- 中途退職者（結婚などにより、昨年中に退職し、その後勤務していない方）

還付申告の受付日程

受付時間＝午前9時30分～11時30分
午後1時～4時

月日	会場
2/1(火)～3/15(火) 土・日曜日、祝日を除く	川越福祉センター
2/3(木)	川越市民会館
2/4(金)	川越西文化会館
2/7(月)	霞ヶ関公民館
2/8(火)	高階南公民館
2/9(水)	大東公民館
2/10(木)	霞ヶ関北公民館

※1月から、税務署でも申告を受け付けています。

申告に必要なもの

- ① どなたでも必ず持って来ていただくもの
 - ① 源泉徴収票
 - ② 印鑑
 - ③ 振り込み金融機関の口座番号がわかるもの
 - ④ 筆記用具
 - ⑤ 計算用具
- ② 住宅取得等特別控除による還付を受ける方
 - ① ①であげた①～⑤
 - ② 家屋の登記簿の謄本または抄本
 - ③ 請負契約書または売買契約書の写し
 - ④ 住民票の写し
 - ⑤ 借入先で交付された借入金の年末残高証明書
 - ⑥ 増改築の場合は建築確認通知書・検査済証または建築士の発行する増改築証明書
- ③ 医療費控除による還付を受ける方
 - ① ①であげた①～⑤
 - ② 支払った医療費の領収書など
 - ③ 社会保険、共済組合などから補てんされた医療費などの金額がわかるもの
 - ④ 生命保険会社などから支払われた入院給付金などがわかるもの
- ④ 昨年中に退職した方
 - ① ①であげた①～⑤
 - ② 昨年支払った社会保険（国民健康保険・国民年金等）、生命保険の領収書など控除に必要な書類（障害者手帳など）
 - ③ 結婚して姓が変わった場合は住民票の写し

住宅取得等特別控除

住宅ローンなどを利用し、自分の住宅を新築・購入・増改築した方は、次の要件に当てはまれば、入居した年から6年間、住宅取得等特別控除が受けられます。また、給与所得者は1年目の確定申告により、2年目以降は「年末調整」で控除が受けられます。

① 新築住宅の場合の適用要件

- ① 住宅の取得後6か月以内に入居し、年末まで引き続き居住していること
- ② 延べ床面積が、下表に該当すること

居住日	延べ床面積
平成5年4月1日～	50㎡以上240㎡以下
平成3年4月1日～同5年3月31日	40㎡以上220㎡以下
平成2年1月1日～同3年3月31日	40㎡以上

- ③ 延べ床面積の2分の1以上を、専ら居住用に使用していること
- ④ 控除を受ける年の所得金額が2,000万円以下であること
- ⑤ 入居した年およびその前後2年以内に譲渡所得の特例（居住用資産の売却・買い替え・交換の特例など）を受けていないこと
- ⑥ 金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローンを利用していること
- ⑦ 借入金の返済（賦払い）期間が10年以上あること

② 中古住宅の場合の適用要件

- ① ①であげた①～⑦に当てはまること
- ② 建築後の年数が、下表に該当すること

■耐火建築物		■耐火建築物以外	
居住日	建築後の年数	居住日	建築後の年数
平成5年4月1日以降	20年以内	平成5年10月1日以降	15年以内
平成5年3月31日以前	15年以内	平成5年9月30日以前	10年以内

- ③ 建築後、住居として使用されたことがあること
- ④ 増改築工事の場合の適用要件
 - ① ①であげた①、③～⑦に当てはまること
 - ② 増改築後の延べ床面積が下表に該当すること

居住日	増改築後の延べ床面積
平成5年10月1日～	50㎡以上
平成5年4月1日～同5年9月30日	50㎡以上240㎡以下
平成3年4月1日～同5年3月31日	40㎡以上220㎡以下
平成2年1月1日～同3年3月31日	40㎡以上

- ⑤ 増改築等の工事費用が100万円を超えていること
- ⑥ 居住用部分の工事費用の額が、増改築等の工事費用総額の2分の1以上であること

⑤ 各年分の控除額

居住日	控除額（借入れ残高は、その年の12月31日現在の額）	期間
平成5年4月1日～	(1)入居年およびその翌年 借入残高1,000万円以下の金額×1.5%+借入残高1,000万円超2,000万円以下の金額×1% +借入残高2,000万円超3,000万円以下の金額×0.5% (2)入居後3日目～6日目 借入残高2,000万円以下の金額×1%+借入残高2,000万円超3,000万円以下の金額×0.5%	6年
平成3年4月1日～同5年3月31日	借入残高2,000万円以下の金額×1%+借入残高2,000万円超3,000万円以下の金額×0.5%	6年
平成2年1月1日～同3年3月31日	現在の借入残高(最高2,000万円)×1%	6年

医療費控除

本人や家族のために支払った医療費があるとき、次の計算式に基づいて医療費の控除が受けられます。

$$\text{昨年中に支払った医療費} - \text{保険などから補てんされた額} - \text{10万円または所得の5\%} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

※どちらか少ない方の額

⑥ 医療費に該当するもの

医師や歯科医師に支払った診療費・治療費▶治療のための薬代▶入院のための費用▶治療のための鍼灸・マッサージなどの費用▶保健婦などに支払った療養上の世話の費用▶出産費用▶通院のための交通費▶通常必要な医療器具の購入代や賃借料

⑦ 医療費に該当しないもの

医師や看護婦への謝礼▶美容整形や健康診断の費用▶医薬品以外の薬や健康食品の購入代▶治療以外のマッサージ費用▶歩行困難・重症でない方の通院タクシー代▶近視・老眼用のメガネ、コンタクトレンズの購入代▶入院中の身の回り品（衣類・洗面具など）の購入代

川越税務署には、駐車場はありません。車での来場は、ご注意ください。

市・県民税の申告

問い合わせ
市民税課 ☎内線832

2月15日(火)から市・県民税の申告受け付けが始まります。申告用紙は、2月上旬、該当すると思われる方に郵送します。下記の「申告が必要な方」に当てはまり、用紙が届かない場合は、市民税課または各出張所に用意してある申告用紙を使用してください。

申告が必要な方

- ① 平成6年1月1日現在、川越市に住んでいて昨年中に所得のあった方（申告しなくてもよい方の欄に該当する方は、申告する必要はありません）
 - ② 次にあげる給与所得者
 - 給与以外に所得のある方
 - 勤務先から給与支払報告書の提出がなかった方
 - 昨年中に退職した方
 - 雑損控除、医療費控除、寄付金控除を受けようとする方
 - 2か所以上から給与を受けている方
 - ③ 川越市外に住んでいるが市内に事務所、事業所などを有する方および市内に家族がいて単身赴任している方
- ※給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税については申告する必要があります。

申告が無い場合、銀行ローンの借入れ・住宅申し込み・保育所入所時などに使用する所得の証明書は発行できません。

申告しなくてもよい方

- ① 給与所得者で勤務先から給与支払報告書（源泉徴収票）が提出される方
- ② 昨年分所得税の確定申告をする方

申告に必要なもの

- ① 平成6年度市・県民税申告書
- ② 印鑑
- ③ 源泉徴収票または給与明細書
- ④ 昨年支払った社会保険（国民健康保険・国民年金等）・生命保険の領収書など控除に必要な書類（障害者手帳など）
- ⑤ 営業所得、不動産所得などのある方は、収入・経費のわかる帳簿など

平成6年度の主な改正点

- ① みなし法人課税の特例制度の廃止＝事業所得、不動産所得のある方で、みなし法人課税を選択していた方は、平成5年度の適用を最後に、特例制度が廃止されました。
- ② ふるさと寄付金控除制度の新設＝都道府県、市町村、特別区などの自治体に年間10万円を超す寄付をした場合、10万円を超えた寄付金額が、所得控除の対象になりました。

市・県民税の申告・相談受付日程

受付時間＝午前9時～午後4時

受付日	受付会場
2/15(火)	川越市農協古谷支店
2/16(水)～18(金)	高階南公民館
2/21(月)	山田中学校
2/22(火)・23(水)	大東公民館
2/24(木)	南公民館
2/25(金)	霞ヶ関北公民館
2/28(月)・3/1(火)	霞ヶ関公民館
3/2(水)・3(木)	川越西文化会館
3/4(金)	福原公民館
3/7(月)	芳野公民館
3/8(火)・9(水)	南古谷公民館
3/10(木)・11(金)・14(月)・15(火)	川越市民会館大会議室

※混雑を緩和するため「市・県民税申告書の手引き」にある地区ごとの指定日にお越しください。指定日に都合がつかない方は、近くの会場または市役所（2月15日(火)～3月9日(水)）をご利用ください。

春支度。

申告と納税は、正しく、お早めに。

確定申告

3月15日(火)まで 3月31日(木)まで

所得税 源泉徴収票 住民税

※詳しくは最寄りの税務署、税務相談までお電話ください。コンピュータによる税金電報伝送(テレックスサービス)もご利用ください。

住民税と 所得税還付の 申告受け付けが 始まります

申告は、正しく、お早めに。
市・県民税の申告 2月15日(火)～3月15日(火)
所得税の還付申告 2月1日(火)～3月15日(火)

20歳でスタート！国民年金



平成6年1月15日(祝)、市民会館

成人を迎えた皆さんおめでとう
ございます。
国民年金は、二十歳以上六十歳未満の人が加入し、もしもの事故や老後の生活に備える制度で、該当する年齢の国民全員が参加することによって成り立っています。
二十歳以上の方は、学生でも加入しなければなりません。二十歳から加入すると、将来満額の老齢基礎年金が受けられます。また、在学中に病気や事故にあつて障害を負ったとき、障害基礎年金の保

障が受けられます。
まだ加入していない方は、お早めに手続きをお願いします。
住民票のある市区町村の国民年金の窓口で手続きを行い、後日送付される納付書に従って保険料を納めてください。納付が困難なときは、保険料免除制度がありますのでご相談ください。
すでに加入している学生の方は、就職後に変更の手続きが必要です。
問い合わせ：保険年金課年金係
内線2010

ご家族で交通災害共済にご加入を

平成六年度分の「川越市交通災害共済」の加入申し込みを二月一日(火)から受け付けます。
交通災害共済は、加入者が事故にあつたとき、災害の程度に応じて見舞い金が支払われる制度です。一人年間五百円の掛け金で、四月一日から来年三月三十一日までに起きた事故であれば、下表の見舞い金を受け取ることが出来ます。
申し込み
入会申込書は、自治会を通じて配布します。希望者は、会費を添えて、自治会へ提出してください。なお、自治会以外に交通安全課と各出張所でも受け付けます。
※小学校新一年生の会費は、市が

負担します。記入は不要です。
注意
見舞い金は、会員の故意、飲酒運転、無免許運転、地震、噴火、津波による事故には支払われません。また、交通安全センター発行の「交通事故証明」が無い場合は、治療期間にかかわらず、見舞い金は一万円で、入院見舞い金は支払われません。
下表で二等級から六等級までの各等級で治療期間か治療実日数のいずれかが、その災害の程度に該当しない場合は、一等級下位の見舞い金を支給します。
問い合わせ：交通安全課交通安全指導係内線2002

等級	災害の程度	見舞い金額
1	死亡	100万円
2	治療期間が1年以上かつ治療実日数が180日以上	25万円
3	治療期間が9か月以上1年未満かつ治療実日数が135日以上	20万円
4	治療期間が6か月以上9か月未満かつ治療実日数が90日以上	15万円
5	治療期間が3か月以上6か月未満かつ治療実日数が45日以上	8万円
6	治療期間が1か月以上3か月未満かつ治療実日数が15日以上	4万円
7	治療期間が1か月未満かつ治療実日数が15日未満	2万円
8	交通事故証明以外の証明による請求	1万円

●入院見舞い金……事故発生から1年以内、1日あたり500円を支給
●交通遺児見舞い金……会員である遺児1人あたり5万円を支給

国の教育ローンが応援します

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校等に入学、在学する方の保護者等に低利で融資する国の施策です。申し込みは、いつでもできます。
融資額：学生、生徒一人につき百五十万円
利率：年四・一パーセント(平成六年一月一日現在)
返済期間：八年以内
据置期間：在学期間以内で最長四年
保証：(財)教育資金金融保証基金または保証人(二人以上)
返済方法：毎月元利均等返済
問い合わせ：国民金融公庫川越支店 ☎46-3211

28人の主任児童委員を設置

平成六年一月一日付けで、厚生省から地域において児童、妊産婦の福祉に関する相談援助活動等児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」二十八人が委嘱されました。
この主任児童委員は、従来の区域を担当する民生委員・児童委員とともに活動を展開し、い

市本庁舎自衛消防訓練

二月一日(火)、午後一時三十分から三時三十分まで、市本庁舎で自衛消防訓練を実施します。
当日は、四階からの出火を想定し、模擬のサイレンおよび庁内放送で消防訓練の実施をお知らせします。庁舎前に、はしご車・ポンプ車・救急車が待機し、救助袋を使った避難訓練を行うほか、初雁中学校校庭で放水訓練を実施します。
来庁される皆様のご協力をお願いいたします。
問い合わせ：庶務課庶務係内線416



市民環境意識調査にご協力を

市では、一月中旬から「市民環境意識調査」を実施しています。この調査は、皆さんのご意見を伺い、地球環境時代に対応した環境行政を進めていくための資料にします。ご協力をお願いします。
対象：住民基本台帳に登録されている二十歳以上の方から二十人無作為抽出
内容：地球環境、生活環境など、環境問題全般にかかわるもの
方法：郵送された調査票に記入後、返送してください
問い合わせ：環境管理課管理係内線2000

新清掃センター建設説明会

このたび、市では同センターの概要と都市計画案(環境影響評価準備書を含む)の説明会を行います。
新清掃センターは、増加が見込まれる市内のごみ事情と現状施設の老朽化に対応し、適切なごみの処理と再資源化を推進するものとして鯉井地内に建設を計画している施設です。
開催日：二月九日(水)
時間：午後七時～九時
会場：西文化会館ホール
問い合わせ：川越市新清掃センター建設事務所 ☎34-0053

ペットからの伝染病にご注意を

神奈川県で輸入した猿から感染したと思われる赤痢患者が発生しました。伝染病予防のため、次のことに注意してください。
①獣医師が健康であることを証明した輸入動物を購入する。
②輸入動物を購入したら、動物病院で検便等の検査を受ける。
③人畜共通の伝染病についてよく理解する。
④ペットに口移しでえさを与えるなどの濃厚な接触はしない。
⑤ペットに接触または排せつ物を処理したときは、よく手を洗う。
⑥ペットに異常を感じたときは、すぐに獣医師の診断を受ける。
問い合わせ：川越保健所 ☎24-0680

資源ごみ(紙ごみ)分別収集のお知らせ

市では、ごみの減量・資源化を目的に「資源ごみ(紙ごみ)の日」を定め、モデル地区を選考し、紙類の分別収集を実施しています。
新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック等の紙類をリサイクルすることは、ごみ処理経費の節減、最終埋め立て処分場の長期利用ひいては地球環境の保全に

つながります。
平成六年の二月・三月は左記の日程で行います。収集日は午前八時までに集積所に出すようにお願いします。
実施日：二月十六日(水)・三月十六日(水)
収集地区：石原町一・二丁目、神明町、宮元町、パークファミリ

ア、今成、今成東條、東急団地、霞ヶ関北一～六丁目、芳野地区、古谷地区(ワンダーランドを除く)、高階地区(藤間南、熊野町、清水町、稲荷町、富士見)、山田地区
問い合わせ：環境整備課資源対策係内線2455

家庭保育室のお子さん募集

家庭保育室では、四月から入室のお子さんを募集しています。ご希望の方は、下表の各保育室へ直接お申し込みください。

施設名	所在地	定員	電話
川越ベビーホーム	天沼新田二六九一	20人	31-5638
緑ヶ森保育室	大袋新田六九七	8人	46-8754
つくし家庭保育室	砂新田二五八七―三四	7人	44-4302
しらゆり保育室	六軒町一五一	6人	22-1971
あざみ家庭保育室	並木二〇八一	20人	35-2620
わかば保育室	吉田新田三―四一九	10人	31-9178
こばと保育室	砂一〇五一―六	9人	45-9579
田村保育室	六軒町二―三―一五	18人	25-2391
ねむの木保育室	菅原町七―四	20人	25-1663
上戸保育室	上戸二七七一―二	20人	33-0583
入間塾託児所	山田一九六九―二	20人	24-5986
北野赤ちゃん塾	松郷七―七―二	20人	24-1626
すみれ保育室	宮元町八〇―六	9人	22-5976
コアラ家庭保育室	神明町一―一	8人	24-4737
片野保育室	仙波町三―二〇―二六	8人	25-0444
ふじ保育センター	野田町二―一六―一六 大仙波九七三―一八	5人 20人	44-0016 25-4316

育英資金の受け付けを始めます

区分	貸付額
学資金	高等学校 国公立 月額12,000円
	高等学校 私立 月額18,000円
	高等専門学校 月額18,000円
入学準備金	大学(短期大学含む) 120,000円
	高等学校 国公立 240,000円
	高等専門学校 私立 240,000円
	大学(短期大学含む) 240,000円

市教育委員会では、四月から高校・短大・大学・専修学校などに進学する方または在学中の方で、経済的な理由で就学資金などの支出が困難な方に、資金の貸し付けを行っています。

入学準備金の支出が困難である
利息：無利子
償還期間：貸付期間の二倍
据置期間：卒業後六か月
提出書類：借入申込書(総務課に用意)、住民票の写し(家族全員のもの)、成績証明書、合格通知書の写し、保護者の所得証明書または源泉徴収票(平成五年分)

お知らせパツク

募集

青少年相談員
青少年対象の行事主催や子ども会等のグループのレクリエーション指導などのボランティア。応募資格：原則として20歳以上30歳で、青少年の団体活動・実地指導に熱意がある市内在住か在勤の方。申し込み・問い合わせ：2月10日(木)までに婦人青少年課へ必要書類を提出

消費生活モニター

生活情報センター
小売物価調査、アンケート調査の回答など。

川越工業高校定時制生徒

県立川越工業高校
学科：機械科・電気科
資格：中卒卒業見込み以上
受験資格：中学卒業見込み以上
受付期間：一次募集 2月3日

市民ロードレース大会

保健体育課管内線315
日時：2月11日(土) 午前9時～(受け付けは午前8時～8時30分)
会場：川越運動公園陸上競技場
コース：陸上競技場および周辺道路
経費：100円(保険料)
申し込み：2月8日(火)までに経費を添えて保健体育課(電話や当日の申し込み受け付けはありません)

区分	ゼッケン(文字の色)	距離
小学生	男子5・6年 小(黒)	2,000m
	女子5・6年 小(赤)	
中学生	男子A(1年) 中A(黒)	3,000m
	男子B(2・3年) 中B(黒)	
	女子A(1年) 中A(赤)	
	女子B(2・3年) 中B(赤)	
一般男子	A(16~18歳) -A(黒)	5,000m
	B(19~29歳) -B(黒)	
	C(30歳代) -C(黒)	
	D(40歳代) -D(黒)	
	E(50歳代) -E(黒)	
一般女子	A(16~29歳) -女A(赤)	2,000m
	B(30歳以上) -女B(赤)	

※ゼッケンは各自で用意し、胸に付けてください(ゼッケンがないと出場できません)。文字は、男子は黒、女子は赤で書いてください。

川越市役所 24-8811

教室

市立図書館の教室
郷土資料解題講座
「万葉集」東歌・防人歌を読む
講師：埼玉大学教授・山野清二
日時：2月6日(日)・13日(日)
申し込み：2月1日(火)～22日(火) 午前10時～午後4時30分

教室

市立図書館の教室
郷土資料解題講座
「万葉集」東歌・防人歌を読む
講師：埼玉大学教授・山野清二
日時：2月6日(日)・13日(日)
申し込み：2月1日(火)～22日(火) 午前10時～午後4時30分

教室

市立図書館の教室
郷土資料解題講座
「万葉集」東歌・防人歌を読む
講師：埼玉大学教授・山野清二
日時：2月6日(日)・13日(日)
申し込み：2月1日(火)～22日(火) 午前10時～午後4時30分

川越地区消防組合管内 12月の火災と救急出動

火災件数	13件
損害額	2,737万円
救急出動	686件
搬送人員	639人

消防テレホンサービス ☎23-0700

同和教育シリーズ 荊を越えて 19

私の自慢は 私のふるさと
このシリーズは、平成三年七月、市が愛媛県土居町議会議員、同町文化協会理事江口徹子さんを招いて行った同和問題講演会の要旨を学校教育課でまとめたものです。

娘は私に写真を渡しながら、「お母さん、私はもうあのことはいいの、忘れたいよ」と言っていました。でも、「母さんしっかりがんばって」と言わなければ、私に写真を押しつけてました。そんな娘の顔を見ると、大きな目には涙がこぼれていた。私には、もう二十歳を過ぎた娘でしたけれども、「もういい、忘れたいの」と言いながら、幼いときに受けた心の傷、悲しかった思い出は、今もやはり心の中にあるわけなんです。

悲しかった思い出は今も心の中に
その反面、まだまだ結婚には厳しい差別があるんです。実はこの公開授業が行われるとき、校長先生がお電話くださいまして、「娘さんの大きめの写真を一枚お借りしたい、子どもたちに見せてやりたい」と言われしました。私の娘は好きな文学を二年間学びまして、出版社に勤めております。とても忙しい仕事をしているわけなんです。私は娘に「校長先生がこんなことおっしゃってるわ、招かれなかつたお誕生会のお勉強を六年生の子どもたちがしてくれるんだって」と言いました。娘は「うん、わかったよ」そう言って写真を持って帰ってきました。

催し

同和問題講演会
同和对策課管内線507
偏見や差別をなくし、同和問題を正しく理解するために。当日直接会場へ。無料。

教室

市立図書館の教室
郷土資料解題講座
「万葉集」東歌・防人歌を読む
講師：埼玉大学教授・山野清二
日時：2月6日(日)・13日(日)
申し込み：2月1日(火)～22日(火) 午前10時～午後4時30分

同和問題講演会
同和对策課管内線507
偏見や差別をなくし、同和問題を正しく理解するために。当日直接会場へ。無料。

同和問題講演会

同和对策課管内線507
偏見や差別をなくし、同和問題を正しく理解するために。当日直接会場へ。無料。

お知らせ

市立図書館の催し

市立図書館 ☎22-0559
対象は、いずれも幼児から小学生。当日直接会場へ。無料。

子ども映画会

「ふたりのローラ」と「ニルス」のふしぎな旅。
日時：2月20日(日)、午前10時～午後2時
定員：先着百二十人

子どもビデオ上映会

「アルプスの少女ハイジ」ほか。
日時：2月12日(日)、午前10時～11時
定員：先着百人

天体観望会

日時・内容：2月12日(日)、午後6時20分～「オリオン大星雲・すばる」▼19日(日)、午後6時15分～「月・オリオン大星雲」▼26日(日)、午後6時20分～「月」
対象：小学生以上 定員：先着二百人

子どもの城の催し

生活情報センター ☎26-7066
日時：2月14日(月)・3月23日(水) 午後1時30分～3時30分
会場：アトレ六階コミュニティルームA
定員：先着五十人
経費：無料
申し込み：2月2日(水) 午前11時から電話で生活情報センター(電話可)

93消費者カレッジ

輸入品、知っておくと便利
Part II 体験してみませんか個人輸入
生活情報センター ☎26-7066
日時：2月14日(月)・3月23日(水) 午後1時30分～3時30分
会場：アトレ六階コミュニティルームA
定員：先着五十人
経費：無料
申し込み：2月2日(水) 午前11時から電話で生活情報センター(電話可)

潜在看護職員就職相談会

未就業の保健婦・助産婦・看護婦(士)・准看護婦(士)で再就職を希望する方が対象。
日時：2月17日(日)、午後1時～会場：埼玉看護研修センター(与野市)
内容：講演会「看護の仕事」▼求人医療機関との就職相談
申し込み・問い合わせ：ナースバンク ☎048-822417266
県医療整備課 ☎048-8303543

ヤングフォーラム21

県選挙管理委員会主催。評論家・田原総一郎さんの講演「新しい時代の幕開けと日本」と、映画の上映。当日直接会場へ。
日時：2月19日(日)、午後1時～4時40分
会場：大宮ソニックシティ小ホール
対象：新有権者など満20歳～30歳の方
定員：先着五百人
問い合わせ：県選挙管理委員会 ☎048-8302695

仲間になりませんか

絵画クラブばれっと
水彩、挿絵など。初心者対象。月二回、土曜日、午前9時30分～11時30分、西文化会館。入会金五百円、月二千元。連絡先：鶴谷順子 ☎31-3830(午後6時以降)

MCC(乳幼児サークル)

生後3か月～1歳の乳幼児と母親のサークル。月一回、午後1時30分～3時30分、保健センター。入会金五百円。連絡先：川口幸美 ☎41-9075

新婦人たけのっこ(人形劇)

月三回、午前10時～正午、田園ハイソ川越集会所(今福)。月七百元。連絡先：小関芳子 ☎42-19636(午後6時以降)

ひとまち伝言板

会議所 ☎22-3100
■第十一回埼玉県高等学校写真連盟西部地区写真展
2月3日(木)～8日(火)、午前10時～午後5時、(8日は午後2時まで)丸広百貨店十階。無料。連絡先：川越商業高等学校 ☎43-0800
■実践倫理婦人の集い
(埼玉県倫理弘正会主催。女性を対象に「これからの家庭に求められるもの」がテーマの講演会。2月11日(日)、午前10時～11時45分、川越福祉センター。無料。連絡先：川俣たね ☎42-2903
■無料税務相談所と還付申告無料相談
関東信越税理士会川越支部主催
▼無料税務相談所 税務全般、記帳
対面に「はさみ、目打ち、ポンド、木の板」申し込み：2月2日(水)、午前9時から川越たばこ商業協同組合事務所 ☎24-79994
■手作りひな人形講習会
けやき会主催。木目込みのひな人形作り。2月2日(水)、毎週水曜日、午前10時～正午、川越西文化会館。六千五百円。連絡先：石井明子 ☎32-4682(午後3時以降)

市民相談のご案内

市民相談室	市民文化課市民相談係 ☎内線862
市政相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時
一般相談	月～金曜日
交通事故相談	月～金曜日
法律相談	木曜日(前日に予約) 午前10時～午後4時
建築相談	水曜日 *法律相談は、関係書類を持って本人が来てください。
結婚相談	月曜日・水曜日 *結婚相談は、第3月曜日が休みです。
内職相談	火・金曜日
高齢者職業相談	月～金曜日
パート相談	第2・第4火曜日
登記相談	第3月曜日
税務相談	第1月曜日
住宅修繕相談	火曜日 午後1時～4時

西文化会館の相談	市民文化課市民相談係 ☎内線862
一般相談	木曜日 午前10時～午後4時
法律相談	2月14日(日) 午前10時～午後4時 (受け付けは午後3時まで)

南公民館の相談	市民文化課市民相談係 ☎内線862
法律相談	2月21日(日) 午前10時～午後4時 (受け付けは午後3時まで)

消費生活相談	生活情報センター ☎26-7066
月・水・金曜日	午前10時30分～午後4時30分

特設人権相談	浦和地方法務局川越支局 ☎43-3824
家庭・土地・建物、いじめなどに関すること。	南公民館 2月8日(火) 午前10時～午後3時
暴力相談	川越市暴力排除推進協議会 ☎46-0110
市民文化課相談室	2月17日(水) 午前10時～午後4時
家庭児童相談室	福祉課児童福祉係 ☎内線291
福祉課に電話予約	月～金曜日 午前9時～午後4時
婦人会館の相談	婦人会館 ☎42-6346
一般相談・電話相談(☎42-6815)	2月15日(火) 午前10時～午後4時
川越市教育相談室	学校教育課指導係 ☎内線799
教育相談(川越小学校内)	火・金曜日 午後1時30分～4時
学校教育課に電話予約	月～金曜日 午前9時～正午
電話相談(☎25-5590)	
埼玉県川越児童相談所(☎24-5631)	18歳未満が対象(要電話予約) 月～金曜日 午前9時～午後5時
子育て電話相談(中央保育園内)	☎22-3345 月・火曜日 午前9時～午後3時
各種健康相談	「けんこう」のページをご覧ください。

ちっちな笑顔 たくさんのご応募ありがとうございます



大田美和子ちゃん
(1歳・新宿町五)
パパ大好き!



鈴木一美ちゃん
(10か月・今福)
はずかしいナア



細田大河くん
(6か月・仙波町四)
ボクは、たいがあ



天道健太くん
(7か月・旭町二)
アーニーちゃんとポーズ



青山優子ちゃん(7か月・砂新田)
佐藤唯ちゃん(7か月・並木)
仲よしとこ



名取菜穂ちゃん
(8か月・新宿町五)
ヤウラちゃんみたい



小堀祐くん・隼冬くん
(2歳4か月・5か月・南大塚)
ホラ、こんなに仲よし



藤田智也くん
(5か月・広栄町)
うつぶせ、大好き



萬山萌花ちゃん(5か月・岸町一)
姉の彩ちゃん、妹の萌ちゃんです



須永大介くん
(1歳・石原町二)
初めてのBirthday



榎本圭一郎くん・真大くん
(3歳・7か月・南大塚)
変身忍者の正体はゴミ袋でござる



鹿島愛里ちゃん・里歩ちゃん
(3歳・1か月・9か月・山田)
仲よしの娘たちですよ



井之上鞠奈ちゃん
(3か月・今福)
湯上がりガーゼが、ありゃりゃ



金親美咲ちゃん
(7か月・木野目)
新調のお洋服でパチリ



安田瞳ちゃん(6か月・岸町一)
島野勇斗くん(6か月・岸町二)
いつまでも仲よし



貫井高文くん・朋子ちゃん
(5歳・1歳・上野田町)
仲よし兄弟です



島野凌太くん
(2歳6か月・岸町一)
弟の勇斗とっしょ



新井勇輔くん・美佳ちゃん
(3歳7か月・1歳末広町三)
仲よくお出かけ

※ちっちな笑顔募集中 詳しくは、広報課 ☎内線434にお尋ねください。

市立博物館が公共建築賞

市立博物館は、日本瓦と白壁で、蔵造りを思わせる趣のある建物。平成二年三月一日のオープン以来多くの見学者でにぎわっています。今回、市立博物館は、日本コンベンションセンター（幕張メッセ）や東京都葛西臨海水族園などとともに関東地区公共建築賞の優秀賞に選ばれました。



市立博物館が、公共建築協会主催の関東地区公共建築賞の優秀賞に選ばれました。公共建築賞は、建築後三年以上を経過し、設計・施工に加え、管理や運営などが適切にされている公共施設が対象。昭和六十三年から二年に一度行われ、今回で四回目。同博物館の受賞は、小江戸川越をイメージして設計された外観や、近世・近代を重視した展示方法、利用状況などが評価されたものです。ほかには、東京都葛西臨海水族園や



東京都体育館、大磯町郷土資料館、日本コンベンションセンターが選ばれ、今後関東地区代表として全国大会に出品されます。

日本瓦の切り妻屋根と白壁の市立博物館は、小江戸川越のシンボルでもある蔵造りの街並みをイメージし、川越城二の丸跡に建つことから白壁を採り入れて設計されています。外観からは平屋建ての様に見えますが、内部は鉄筋コンクリート造り地下一階・地上三階建てになっています。

一階が展示室で、古代から近代まで時代ごとに五つのコーナーに分かれ、川越の歴史を紹介しています。川越は、城下町として発展したことから、近世・近代に重点が置かれ、近世の時代から順に展示。近・現代のコーナーには、蔵造りの街並みが実物大の模型で再現されています。

入館者数は、平成五年十二月末までに、六十七万六千八百六十四人。一日平均六百八十八人で、人口三十万人規模の都市の歴史系博物館では、全国一の入館者を数え、一日およそ三千五百人もの入館者にぎわう日もあるそうです。

同博物館の黒川五朗館長は「たいへん光栄です。これからも地域の人に親しまれる博物館を心がけていきたい」と語っていました。



市立博物館展示図録が通商産業省生活産業局長賞を受賞

千代田区中小企業センターで、第三十五回全国カタログ・ポスター展が開催。カタログの部で、公募総数三百四十三点の中から市立博物館編集・発行の「初雁文化章受章者三人展」展示図録（A四判変形・七十九ページ）が、通商産業省生活産業局長賞（第三席）を受賞しました。

「初雁文化章受章者三人展」は、篆刻家・小林斗齋さん、書家・叔大澤史峰さん、洋画家・相原求一朗さんの三人の作品を集め、平成五年一月十二日から二月七日に市立博物館で開催。この展示図録は、グラフィックデザインを使ったモダンな装丁の斬新さ、印刷の出来などが評価されました。

同展示図録は、市立博物館で二千元で販売しています。



ハワイ火山国立公園

ながしけんじ 永島健次 (64歳・寺尾)

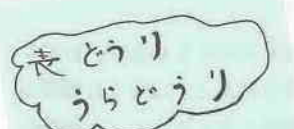
1983年1月4日の深夜、大噴火を起こしたキラウエア火山。今なお溶岩を流し続ける姿は、想像をはるかに絶する大自然のパワーを見せてつけています。その光景を目の前にして、私はただ感動するばかりでした。一度見たいと思っていたキラウエア火山。

9月にチャンスが訪れ、家族4人でハワイに行きました。広大なキラウエア火山、約11マイルのクレター・リム・ロード、ハレマウマウ、キラウエア火口の中にさらにポツカリと口を開けたカルデラ、勢よく噴煙を上げ、足の裏が熱く感じ、四方を見渡すと視界に入るすべてが溶岩で植物らしきものは一つとしてない。しかし、その静寂の中でなぜか地球の鼓動が聞こえるようで、まさに地球は生きているということを肌で知ることができました。2年後に再び大噴火がうわさされ、ヒロの住宅街では、売り家の看板が数多く見られました。

空の青さ、鮮やかな海の色、夜のワイキキビーチの美しさ、アイスクリーム・果物のおいしかったこと、そして感動的なキラウエア、楽しい有意義な旅でした。

イラストコーナー

やさあひ 矢沢和恵 (10歳・西小仙波町一)



はーとふる

創部二年目で環境庁長官賞

砂中学校科学部



砂中学校科学部の皆さんと増田教諭。

第三十七回日本学生科学賞で、砂中学校の科学部が研究テーマ「湧水の研究2」で環境庁長官賞を受賞しました。同科学部は、創部からわずか二年目。部員は、一・二年生の合わせて十九人。学校に近い弁天池の湧水を知り、みんなで出かけたのが、二年間にわたる研究のきっかけになったとのこと。

初年度は、新河岸川沿いを中心に調査。今年度は市内西部へと地域を広めました。湧水探しは、主に夏休みを利用し、地元の人に話を聞きながら一つ一つ確認し、水質や土壌などを調査。その結果、住宅や工場などの開発により、湧水地・水量とも年々減少し、市内西部で十八か所の湧水を確認。遠くまで行き汗がびしょりに、突然の雨でずぶ濡れに、へびにかまれるなど苦労も絶えなかったようです。

「入賞するとは思っていませんでした。最初は信じられなかった」と、部員たちはうれしそうに話していました。「みんなでよく足を運び、こつこつ調べたのが認められてよかった」と顧問の増田裕美教諭。今後は、市内東部の調査と枯れてしまった湧水の復活をテーマに研究を進めるそうです。

まちのできごと トーク 109パレット

川越市の面積は109.18km²



新春を告げる消防出初め式

新春を告げる風物詩の一つ消防出初め式（川越地区消防組合主催）が、1月6日（日）に西武本川越べ前広場で行われました。地震によるマンション火災を想定した救出・救助訓練では、はしご車やロープを使って無事救出。また、いきなはんてん姿の川越鷺組によるはしご乗りも披露され、見守る観客からは歓声があきました。

手作りたこ、天まで上げれ

親子でふれあいの場を持つと1月9日（日）、川越市青少年相談員協議会による「たこあげ大会」が、農業ふれあいセンターで開催されました。参加した親子10組およそ30人は、子どもたちが思い思いに好きな絵柄を描き、親子でたこ作り。完成後、子どもも大人も夢中になって広場を駆け回り、たこは無事大空に舞い上がりました。



立派なスケーターに大変身

市教育委員会主催のスケート教室が、1月9日（日）・15日（祝）・16日（日）の3日間、東武川越スケートセンターで開催。小学生から大人まで92人の参加者は、年齢別に川越市スケート連盟の方々の指導を受けました。3日目には、初めての子どもたちも立派なスケーターに大変身。寒さも忘れ、氷の上を楽しそうに滑っていました。



ふるさとを刻む 34

笑いでつとる布袋尊 養寿院（元町二）

お正月を迎えると、昨日と今日と変わらない時の流れの中にあるのに、なにか新鮮で、まわりが違ってみえるのは、私だけでしょうか。今年もまた、七福神めぐりをして、健康と家内安全を祈願し、心を新たにしています。

この布袋尊は、大きなおなか、短めの両手をあげて、ユーモアたっぷりです。「笑う門には福来る」。思わず笑ってしまいます。

「布袋尊は、中国時代の禅僧で名は契此、小柄だが巨大な太鼓腹、大きな袋を背負い各地を放浪し、人々の吉凶を占い、福徳を施して倦むことがなかったといわれます。また、未来仏たる弥勒菩薩の化身ともいわれます」と七福神まいるのパンフレットにかかれています。

養寿院は寛元二年（一二四四）河越太郎重頼の曾孫経重が開基となり、阿闍梨阿慶が開いた寺です。大屋根のすばらしさ、静寂さは心あらわれま



版画と文 松平静江さん

とんどり 編集日記

表紙シリーズの「わくわく散歩道」が今号で100回目を迎えました。昭和63年4月10日から連載を始め、平成5年4月25日から現在のスタイルで、毎月25日号に掲載しています。内容は、市内各地に潜んでいる魅力ある散歩コースを気軽に訪ね、地域再発見をねらいとしたものです。しかし、紹介には毎回苦勞をしています▶もうひとつのシリーズ「旅の空から（わたしの旅日記）」は、平成2年4月10日からスタート。今回で90回目となりました。市民の方が旅先で出会った出来事や旅情報などを写真と文章で毎号紹介。はじめは、市民の方が原稿を寄せてくださるか、シリーズとして続けられるか、やきもきした思い出があります。皆さんの旅日記をお待ちしています。

TV わが街川越 番組ガイド

38ch テレビ埼玉 毎週火曜日 午後5時30分～5時40分 再 午後10時15分～10時25分

■一部変更になることがあります。あらかじめご了承ください。



喜多院



★市立図書館で平成3年度放送分までの「わが街川越」が見られます。

1.25

TUESDAY

南大塚の餅つき踊り

毎年1月15日(祝)に南大塚の西福寺で行われる、「餅つき踊り」の様子を紹介します。成人を祝うこの行事は、県指定の無形民俗文化財。歌にあわせおもしろおかしく踊りながら餅をつき、近くの菅原神社に奉納されます。

2.1

TUESDAY

川越の見どころ図鑑 喜多院周辺(再)

川越の見どころを紹介するシリーズ。喜多院周辺を歩き、喜多院、仙波東照宮、中院、成田山別院、日枝神社、七曲がりを紹介します。文化財の宝庫ともいえるこの一帯、ゆっくり歩くと楽しい発見があるかもしれません。

2.8

TUESDAY

橋本家住宅

養老橋（古市場）のたもとにあり、新河岸川改修のため解体されることになった旧橋本家住宅の保存が決定しました。しょう油醸造と回漕を営み、川を行き交う舟運の様子を見守ってきた建物の歴史について紹介します。

市議会第五回定例会から

文化施設条例の一部改正などを可決

平成四年度決算特別委員会を設置

川越市議会第五回定例会は、二月六日午後一時市役所に招集されました。会期は一九日間、継続審査案件を含め三八件を審議し、二月二四日閉会いたしました。

条例

- ▽ 川越市役所出張所設置条例及び川越市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数条例の一部を改正する条例を定めることについて
— 原案可決 —
- 町の区域の新設に伴い、本条例の一部を改正したものです。
- ▽ 川越市育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を定めることについて
— 原案可決 —

- 貸付金額の増額を行うため、本条例の一部を改正したものです。
- ▽ 川越市文化施設条例の一部を改正する条例を定めることについて
— 原案可決 —
- 仮称南ブロックセンターの完成に伴い、その名称を川越南文化会館とし、使用料を定めたものについて
— 原案可決 —
- ▽ 川越市都市景観条例の一部を改正する条例を定めることについて
— 原案可決 —
- 川越市川越運動公園建設委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて
— 原案可決 —
- 以上の四議案は、各委員会、審議会の審議の充実を図るため、委員の増員をしたものです。

- ▽ 川越都市計画川越駅西口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を定めることについて
— 原案可決 —

本条例は、川越駅西口第二工区土地区画整理事業を実施していくうえでの保留地を定めるにあたり、その処分に関する規定の整備を図ろうとするものです。

- ▽ 川越市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて
— 原案可決 —

下水道法施行令の一部改正に伴い、特定事業場から下水へ排出される水質の基準を改正しようとするものであり、新たに窒素及びリンの排水規制を行うものです。

- ▽ 川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
— 原案可決 —

一般職の職員の給与の改善等を行ったもので、給与の引上げ率は平均一・九%です。

市道路線の認定

- ▽ 川越市道路線の認定について
— 原案可決 —

道路の新設に伴い、大字寺尾地内の一路線の認定を行ったものです。

- ▽ 川越市道路線の認定について
— 原案可決 —

開発行為に伴い、大字今福、伊勢原町地内の三路線の認定を行ったものです。



迎春

本年もどうぞよろしくお願ひいたします

川越市議会



補正予算

今定例会第一日(二月六日)に一件、最終日(二月四日)に三件の補正予算が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。

これにより平成五年度本市予算の総額は、一般会計七百七十六億八千四百六十七万七千円、特別会計五百十四億七千二百八十一万一千円、合計一千二百九十一億五千六百七十五万八千円となりました。

- ▽ 平成五年度川越市一般会計補正予算(第三号)
 - ― 原案可決 ―
 - 歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億三千三百四十万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ七百七十六億四千八百五十五万五千円としたものです。
- ▽ 平成五年度川越市一般会計補正予算(第四号)
 - ― 原案可決 ―
 - 平成五年度川越市川越都市

請願4件は 継続審査

計画川越駅西口第二工区土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号) ― 原案可決 ―

▽ 平成五年度川越市水道事業会計補正予算(第一号)

- ― 原案可決 ―
- 以上三件の補正予算は、一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う予算措置です。

▽ 同和問題解決のための「人権擁護都市宣言」の決議を求める請願書 ― 継続審査 ―

同和問題は人権にかかわるものが最大の社会問題であり、その早急な解決が求められてきた。しかし今日なお人権が軽視されがちであるばかりか、同和地区住民に対する人権侵害の事象は後を絶たない。

このため部落差別完全解消のための基本となる法的措置(部落解放基本法)が講じられるように国へ働きかけるとともに、人権に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組むことが求められている。

いっぽう、本年は世界人権宣言が国連で採択されてから四十

あり交通の利便性も高く、早くより都市化の進行が甚だしく、現在人口三十万人を超える県南西部の中心都市であり、都市生活に不可欠な生活基盤事業である治水対策の確立が急務である。しかしながら市内を流れる新河岸川等一級河川の整備状況は依然として低い水準にあり、低地域等においてはしばしば浸水被害が発生するなど治水安全度の低下に対する早急な改善が求められている。

一方、この時期政府においては、平成六年度の国の予算編成において、生活者重視の視点から、公共事業費の配分の見直しを行うと聞き及んでいるが、市民生活の安定と質の向上に大きく寄与する治水事業の重要性を御理解いただき、予算の大幅増額について特段の配慮を図られるよう強く要望する。

との内容で、川越市議会名をもって内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣あて提出するよう、提出者仲孝輔議員、賛成者大竹和重議員ほか八名の議員により提案されました。

▽ 道路整備の推進に関する意見書 ― 原案可決 ―

道路は、人々の日常生活を支え、豊かな地域づくりのために欠くことのできない最も基本的な社会基盤である。

本市に於ける道路状況は急激な都市化に伴い、交通量が年々増加し混雑度を増している。一

五周年にあたり、人種、民族、宗教、社会的身分の違いを理由にした差別の撤廃が国際的要請にまで高まっている。

よって、あらためて差別のない明るい社会を実現するために「人権擁護都市宣言」を川越市議会において議決されるよう請願する。

との主旨により、大字鯉井一八五八番地一、平野太郎氏より提出されました。

▽ 「部落解放都市宣言」や「人権擁護都市宣言」等を議決しないよう求める請願書 ― 継続審査 ―

部落差別の解消が大きく前進していることは、実態調査や意識調査などの結果によっても明らかである。そのため政府も、現行法を最終法とする立場を明確にしている。もはや同和対策事業はその役割を終え、完了をめざすべき時期にきている。

それにもかかわらず、「部落解放都市宣言」や「人権擁護都市宣言」などを今あらためて議決し、それによって、同和啓発・教育のいつそうの肥大化を図るとともに、総合計画の必要性を強調して同和対策事業の永続化を求め、差別的な法規制も含む「基本法」の制定を要求することとは、部落と部落外に新たな垣根をつくるものであり、部落問題の解決に大きな障害となる。

部落差別の解消は、同和対策を一般施策へ移行させ、市民の

納得と理解がえられる正しい運動と教育・啓発の積みあがりで達成できる。

よって、部落問題の解決のきまたげとなる「部落解放都市宣言」や「人権擁護都市宣言」等、「部落解放基本法」を内容とし、その制定につながる「宣言」を議決されないよう請願する。

との主旨により、大字小堤六一六番地九、宮根衛治氏ほか一名より提出されました。

▽ N1新河岸藤原町マンション(仮称)建設計画への行政指導の請願書 ― 継続審査 ―

株式会社長谷工コーポレーションは、N1新河岸藤原町マンション(仮称)の建築確認申請を地元住民との合意なしに川越市に提出した。当マンションは、小さな藤原町の東側のほぼ一面を塞いで圧迫する十一階の高層マンションであり、日照権の侵害、風害、ゴミ公害、交通障害等現在の快適な住環境を一気に破壊する建築物である。とりわけ、今後三十年間の営業を約束した生産緑地が広域において害を被る。これは生活権の侵害であって決して許されることではない。

よって、次の事項を長谷工コーポレーションに対し、指導、徹底するよう請願する。

一、既存の住環境を破壊する高層の建築計画を変更すること、もしくは縮小すること。

二、生産緑地の日照を確保する

見直しを検討中とのことであるが、道路が、毎日の生活を支える重要な施設であり、交通渋滞の解消、交通安全施設の充実、道路整備のより一層の充実を図ることが必要である。

よって政府は、道路整備の重要性を深く認識され、平成六年度予算の編成に当っては、道路予算への重点配分を行うことを強く要望する。

との内容で、川越市議会名をもって内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣あて提出するよう、提出者大竹和重議員、賛成者仲孝輔議員ほか八名の議員により提案されました。

▽ 川越駅西口周辺に都市公園建設についての請願書 (産業文化センター建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会に付託)

▽ 児童福祉法に基づく保育制度の拡充を求める請願書

こと。

一、住民と十分話し合い同意を得ること。

との主旨により、藤原町二四番地一、大井信治氏ほか五名より提出されました。

▽ 小仙波町二丁目浮島神社周辺の水害に関する請願書 ― 継続審査 ―

浮島神社周辺は水利も良く水害の無い地域でしたが、二十年前の埋立て以降、毎年四、五回の浸水があり、床上浸水も三回発生している。小仙波町二丁目八階建てのマンションが建設されると水害が益々大きくなることは明らかであり、軟弱地盤のための地盤沈下、家屋の傾斜等地域住民の生活に及ぼす影響は計り知れないものがある。水害の根本的解決の実施時期を明確にし、解決までの期間発行行為については延期するよう次の事項を請願する。

一、浮島地区から新河岸川までの下水管を改良のこと。

二、埋立地中央部の川を曲げないうで新河岸川まで幅員二メートルで元通り復元のこと。

三、遊女川についても雨期の始まる来年三月までに幅員三メートルをもつて整備、改良のこと。

一、地域住民に被害甚大なマンション建設ではなく市民のための公園(片葉の葎の保存、駐車場、観光客の休息所を実現のこと。

▽ 第一日(二月六日)会期を一九日間と決定。諸報告の後、議席の一部変更を行う。続いて継続審査となった案件について各委員長より報告が行われ、審議の結果、請願二件をさらに継続審査、平成四年度川越市水道事業決算認定についてを認定、産業文化センター建設にかかわる諸問題について、市庁舎問題にかかわる諸問題についてをそれぞれ継続審査と決定。つぎに報告事項一件の報告を受けた後、提案案二件について提案理由の説明を実施。

▽ 第二日(二月七日)本会議体。議案研究のため。

▽ 第三日(二月八日)提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。平成四年度決算九件については、平成四年度決算特別委員会を設置し、その審査を付託。

▽ 第四日(二月九日)本会議体。

▽ 第五日(二月一〇日)通告順により一般質問を実施。告順により一般質問を実施。

▽ 第六日(二月一一日)及び第七日(二月一二日)本会議体。

農業委員 5名を推薦

▽ 農業委員会等に関する法律第十二条第二号の規定による選任委員の推薦について

平成六年二月七日をもって任期満了となる本市議会推薦の農業委員五名を選ぶため選挙の結果、つぎの議員が被推薦者として当選いたしました。

山下 かつ代 議員
川越市霞ヶ関北四丁目 一 一番地五

昭和一七年二月三日生

佐藤 忠 士 議員
川越市大字砂四七五番地一五

昭和一四年四月三日生

栗原 賢 一 議員
川越市大字南大塚六五一番地

昭和一二年一月三〇日生

小山 晋 一 議員
川越市大字今福

昭和一〇年一〇月七日生

忍田 宗 和 議員
川越市六軒町一丁目

昭和一〇年 一八番地一一

二月三日生

議事の あらまし

▽ 第一日(二月六日)会期を一九日間と決定。諸報告の後、議席の一部変更を行う。続いて継続審査となった案件について各委員長より報告が行われ、審議の結果、請願二件をさらに継続審査、平成四年度川越市水道事業決算認定についてを認定、産業文化センター建設にかかわる諸問題について、市庁舎問題にかかわる諸問題についてをそれぞれ継続審査と決定。つぎに報告事項一件の報告を受けた後、提案案二件について提案理由の説明を実施。

▽ 第二日(二月七日)本会議体。議案研究のため。

▽ 第三日(二月八日)提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。平成四年度決算九件については、平成四年度決算特別委員会を設置し、その審査を付託。

▽ 第四日(二月九日)本会議体。

▽ 第五日(二月一〇日)通告順により一般質問を実施。告順により一般質問を実施。

▽ 第六日(二月一一日)及び第七日(二月一二日)本会議体。

▽ 第一日(二月二日)本会議体。

▽ 第八日(二月三日)通告順により一般質問を実施。

▽ 第九日(二月四日)通告順により一般質問を実施。

▽ 第一〇日(二月五日)通告順により一般質問を実施。

▽ 第一一日(二月六日)通告順により一般質問を実施。

▽ 第一二日(二月七日)本会議体。四常任委員会開催。

▽ 第一三三(二月八日)及び第一三四(二月九日)本会議体。

▽ 第一五五(二月二〇日)本会議体。総務常任委員会開催。

▽ 第一六六(二月二一日)本会議体。平成四年度決算特別委員会開催。

▽ 第一七七(二月二二日)及び第一七八(二月二三日)本会議体。

▽ 第一九九(二月二四日)最終日。各委員長より付託された案件の審査の経過と結果について報告が行われ、審議の結果、請願四件を継続審査、議案二二件のうち、平成四年度決算九件を継続審査、一三件を原案可決と決定。つぎに農業委員会委員の推薦を行った後、追加提出された議案四件を原案可決と決定。続いて議員提案による意見書二件を原案可決し閉会。

意見書

一件を 可決

▽ 河川整備の推進に関する意見書 ― 原案可決 ―

河川は、市民の生命と財産を守るとともに、水資源の確保やうおいのある水辺環境を創造するなど、真に豊かさを実感できる安全で快適な生活環境をつくるために最も大切な社会資本の一つである。

本市は、都心より三十軒圏に

あり交通の利便性も高く、早くより都市化の進行が甚だしく、現在人口三十万人を超える県南西部の中心都市であり、都市生活に不可欠な生活基盤事業である治水対策の確立が急務である。しかしながら市内を流れる新河岸川等一級河川の整備状況は依然として低い水準にあり、低地域等においてはしばしば浸水被害が発生するなど治水安全度の低下に対する早急な改善が求められている。

一方、この時期政府においては、平成六年度の国の予算編成において、生活者重視の視点から、公共事業費の配分の見直しを行うと聞き及んでいるが、市民生活の安定と質の向上に大きく寄与する治水事業の重要性を御理解いただき、予算の大幅増額について特段の配慮を図られるよう強く要望する。

との内容で、川越市議会名をもって内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣あて提出するよう、提出者仲孝輔議員、賛成者大竹和重議員ほか八名の議員により提案されました。

▽ 道路整備の推進に関する意見書 ― 原案可決 ―

道路は、人々の日常生活を支え、豊かな地域づくりのために欠くことのできない最も基本的な社会基盤である。

本市に於ける道路状況は急激な都市化に伴い、交通量が年々増加し混雑度を増している。一

継続審査の結果

去る九月六日開会の本市議会第四回定例会において、「継続審査」となった案件は、閉会中に各委員会で審査されました。今定例会第一日(二月六日)にその審査の経過と結果について各委員長報告が行われ、審議の結果、それぞれつぎのように決定いたしました。

▽ 川越駅西口周辺に都市公園建設についての請願書 (産業文化センター建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会に付託)

▽ 児童福祉法に基づく保育制度の拡充を求める請願書

▽ 第一日(二月二日)本会議体。

▽ 第八日(二月三日)通告順により一般質問を実施。

▽ 第九日(二月四日)通告順により一般質問を実施。

▽ 第一〇日(二月五日)通告順により一般質問を実施。

▽ 第一一日(二月六日)通告順により一般質問を実施。

▽ 第一二日(二月七日)本会議体。四常任委員会開催。

▽ 第一三三(二月八日)及び第一三四(二月九日)本会議体。

▽ 第一五五(二月二〇日)本会議体。総務常任委員会開催。

▽ 第一六六(二月二一日)本会議体。平成四年度決算特別委員会開催。

▽ 第一七七(二月二二日)及び第一七八(二月二三日)本会議体。

▽ 第一九九(二月二四日)最終日。各委員長より付託された案件の審査の経過と結果について報告が行われ、審議の結果、請願四件を継続審査、議案二二件のうち、平成四年度決算九件を継続審査、一三件を原案可決と決定。つぎに農業委員会委員の推薦を行った後、追加提出された議案四件を原案可決と決定。続いて議員提案による意見書二件を原案可決し閉会。

市政に関する 一般質問

▽ 今定例会では、五日間にわたりつぎの議員から一般質問が行われました。

一、これからの農政について
(1)米作について
(2)農家の相続について
仲 孝 輔 議員

一、市長の市政方針の執行状況と今後の課題について
安 田 謹之助 議員

一、旧町名について
二、特別養護老人ホームについて
三、市民憲章について
菊 地 実 議員

一、市民待望の東上線、西武線、埼京線、地下鉄有楽町線の連絡と仮称・西部地域産業文化センター建設について
二、審議会、協議会等行政委員会、附属機関の改善について
三、川越商高の昇格と市立大学等の設置構想について
四、市道の充実について
桑 山 静 子 議員

一、リサイクルフェアについて
(結果と今後の取り組み)
二、生涯学習の窓口(機構)の強化について
三、子供と大人のコミュニケーショングレープークの実現に向けて
松 岡 秀 仁 議員

一、西武車両基地建設計画に関する諸問題について
二、川越外環状線建設に関する諸問題について
石 川 隆 二 議員

一、川越総合卸売市場開設に伴うリサイクル対策について
二、公共下水道測量調査につい

一、図書館運営充実のために
四、「市の花」について
忍 田 宗 和 議員

一、市長の政治公約と予算執行について
二、リサイクルセンターと再生品の販売等について
山 根 隆 治 議員

一、県庁移転問題と川越市への誘致について
二、広報協力員のボランティア保険の適用について
三、南古谷駅周辺の開発問題などについて
江 田 俊 雄 議員

一、罹災住宅の建設について
二、公園の整備について
(1)普間地内(赤門跡地)の公園化
(2)松江町の大蔵省所有地の公園化
(3)その他
洪 谷 実 議員

一、同和問題における行政介入と人権侵害事件について(川越市の職務行為、職務権限、職務責任など)
本 山 修 一 議員

一、本川越駅の西口開設などについて
二、古くなった中央公民館の改築について
中 嶋 千 代 議員

一、憲法の平和的、民主的条項と市政、市民生活について
(その三)

(1)平和条項と施策について
(2)地方分権について
二、コメの自由化問題と生産緑地について
三、コメの自由化と減反について
山 村 健 仁 議員

一、来年度予算編成と市の財政問題について
二、行政への住民参加とオンブズマン制度について
三、同和行政における行政の自主性の確立について
四、霞ヶ関、名細地域の諸問題について
山 村 健 仁 議員

一、来年度予算編成と市の財政問題について
二、行政への住民参加とオンブズマン制度について
三、同和行政における行政の自主性の確立について
四、霞ヶ関、名細地域の諸問題について
山 村 健 仁 議員

一、新河岸川改修計画と水害対策について
二、新河岸川改修計画と水害対策について
三、新河岸川改修計画と水害対策について
山 村 健 仁 議員

一、新河岸川改修計画と水害対策について
二、新河岸川改修計画と水害対策について
三、新河岸川改修計画と水害対策について
山 村 健 仁 議員

一、新河岸川改修計画と水害対策について
二、新河岸川改修計画と水害対策について
三、新河岸川改修計画と水害対策について
山 村 健 仁 議員

一、新河岸川改修計画と水害対策について
二、新河岸川改修計画と水害対策について
三、新河岸川改修計画と水害対策について
山 村 健 仁 議員

一、新河岸川改修計画と水害対策について
二、新河岸川改修計画と水害対策について
三、新河岸川改修計画と水害対策について
山 村 健 仁 議員

一、新河岸川改修計画と水害対策について
二、新河岸川改修計画と水害対策について
三、新河岸川改修計画と水害対策について
山 村 健 仁 議員

一、新河岸川改修計画と水害対策について
二、新河岸川改修計画と水害対策について
三、新河岸川改修計画と水害対策について
山 村 健 仁 議員

一、新河岸川改修計画と水害対策について
二、新河岸川改修計画と水害対策について
三、新河岸川改修計画と水害対策について
山 村 健 仁 議員

一、新河岸川改修計画と水害対策について
二、新河岸川改修計画と水害対策について
三、新河岸川改修計画と水害対策について
山 村 健 仁 議員

備の点検と改善について
佐 藤 恵 士 議員

一、国、病院給食、室料など保険給付はずしに反対し、市民の健康を守るために
二、古い小・中学校の施設、設

一、国、病院給食、室料など保険給付はずしに反対し、市民の健康を守るために
二、古い小・中学校の施設、設

一、国、病院給食、室料など保険給付はずしに反対し、市民の健康を守るために
二、古い小・中学校の施設、設

一、国、病院給食、室料など保険給付はずしに反対し、市民の健康を守るために
二、古い小・中学校の施設、設

一、国、病院給食、室料など保険給付はずしに反対し、市民の健康を守るために
二、古い小・中学校の施設、設

一、国、病院給食、室料など保険給付はずしに反対し、市民の健康を守るために
二、古い小・中学校の施設、設

一、国、病院給食、室料など保険給付はずしに反対し、市民の健康を守るために
二、古い小・中学校の施設、設

一、国、病院給食、室料など保険給付はずしに反対し、市民の健康を守るために
二、古い小・中学校の施設、設

一、国、病院給食、室料など保険給付はずしに反対し、市民の健康を守るために
二、古い小・中学校の施設、設

一、国、病院給食、室料など保険給付はずしに反対し、市民の健康を守るために
二、古い小・中学校の施設、設

一、国、病院給食、室料など保険給付はずしに反対し、市民の健康を守るために
二、古い小・中学校の施設、設

一、国、病院給食、室料など保険給付はずしに反対し、市民の健康を守るために
二、古い小・中学校の施設、設

平成四年度決算特別委員会を設置

今定例会に提案された、平成四年度川越市一般会計歳入歳出決算認定についてなど九決算については、第三日(二月八日)に「平成四年度決算特別委員会」を設置し、その審査を付託しました。

第一日(二月二日)同特別委員会が開催され、正・副委員長互選後、審査に入りましたが、今定例会終了後もさらに審査を続ける必要があるため、「継続審査」とすることに決定いたしました。

継続審査となった九決算はつぎのとおりです。
▽ 平成四年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について
▽ 平成四年度川越市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
▽ 平成四年度川越市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
▽ 平成四年度川越市休日急患診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成四年度川越市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
平成四年度川越市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
平成四年度川越市都市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

なお、特別委員会の構成はつぎのとおりです。
委員長 犬竹和重
副委員長 新井喜一
委員 中原秀久
委員 桑山静子
委員 山下かつ代
委員 本山修一
委員 栗原賢一
委員 石川良三郎
委員 忍田宗和
委員 井上 勇

議席の一部変更について
本市議会の議席の一部がつぎのように変更されました。
第三番 永堀 善一
(第三六番から変更)
第三六番 井上 勇
(第三番から変更)

議席の一部変更について
本市議会の議席の一部がつぎのように変更されました。
第三番 永堀 善一
(第三六番から変更)
第三六番 井上 勇
(第三番から変更)

議席の一部変更について
本市議会の議席の一部がつぎのように変更されました。
第三番 永堀 善一
(第三六番から変更)
第三六番 井上 勇
(第三番から変更)

議席の一部変更について
本市議会の議席の一部がつぎのように変更されました。
第三番 永堀 善一
(第三六番から変更)
第三六番 井上 勇
(第三番から変更)

議席の一部変更について
本市議会の議席の一部がつぎのように変更されました。
第三番 永堀 善一
(第三六番から変更)
第三六番 井上 勇
(第三番から変更)

議席の一部変更について
本市議会の議席の一部がつぎのように変更されました。
第三番 永堀 善一
(第三六番から変更)
第三六番 井上 勇
(第三番から変更)

議席の一部変更について
本市議会の議席の一部がつぎのように変更されました。
第三番 永堀 善一
(第三六番から変更)
第三六番 井上 勇
(第三番から変更)

新町名の決定

町の区域を新たに画することについて
一、原案可決
大塚新田土地区画整理事業の換地処分に伴い、住民の便宜及び行政執行の合理化を図るため新たに四都野台の区域を画するものです。

町の区域を新たに画することについて
一、原案可決
大塚新田土地区画整理事業の換地処分に伴い、住民の便宜及び行政執行の合理化を図るため新たに四都野台の区域を画するものです。

町の区域を新たに画することについて
一、原案可決
大塚新田土地区画整理事業の換地処分に伴い、住民の便宜及び行政執行の合理化を図るため新たに四都野台の区域を画するものです。